

ピンクリボン活動みやざき実行委員会会則

(名称)

第1条 本会は、ピンクリボン活動みやざき実行委員会（以下「委員会」という）と称する。

(目的)

第2条 委員会は、乳がんは、「治るがん」。宮崎から乳がんで悲しむ女性を一人でもへらしたい……をスローガンとして、乳がんの早期発見、早期診断、早期治療の重要性を訴えるためのピンクリボン活動を円滑、効果的に実施することを目的とする。

(業務)

第3条 委員会は前条の目的を達するために、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) ピンクリボン活動の企画及び運営に関すること。
- (2) その他前条の目的を達するための必要な事項に関すること。

(構成)

第4条 委員会は、第2条に規定する目的に賛同する団体、企業等により構成する。

(役員)

第5条 委員会に次の役員を置く。役員は委員の互選とする。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 監事 2名

(役員の仕事)

第6条 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ会長の指名する副会長がその職務を代理する。
- 3 監事は、委員会の会計を監査する。

(任期)

第7条 委員及び役員の任期は、委員会が解散されるまでの期間とする。

(招集及び審議事項)

第8条 委員会は、必要に応じて会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 委員会は、次に掲げる事項を審議する。
 - (1) 事業計画に関すること
 - (2) 予算及び決算に関すること
 - (3) 会則の制定及び改廃に関すること
 - (4) その他、委員会運営に関する重要な事項
- 3 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。ただし、あらかじめ通知した事項について、書面で意思表示したものは出席者とみなす。

- 4 委員会の議事は、出席委員の過半数の同意をもって可決し、可否同数のときは議長が決する。

(会長の専決処分)

第9条 会長は、委員会を招集できない場合、あるいは、簡易な事項については、これを専決処分することができる。

- 2 前項の規定により専決処分した時は、会長はこれを次の委員会において報告し、承認をもとめなければならない。

(事務局)

第10条 委員会に事務局を置く。

- 2 事務局の庶務は、公益財団法人宮崎県健康づくり協会が処理する。

(会計)

第11条 委員会及び事務局の運営に要する経費は、協賛金、寄附金及びその他収入をもって充てる。

- 2 委員会の会計は平成17年8月17日に始まり、解散の日をもって終わる。

(解散)

第12条 委員会は、第3条に掲げる事業を終了した後、委員会の決議をもって解散する。

- 2 委員会が解散のときに有する残余財産は、日本対がん協会に寄付するものとする。

(その他)

第13条 この規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この会則は、平成17年8月17日から施行する。

附則

この会則は、平成18年3月28日から施行する。

附則

この会則は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この会則は、平成28年7月4日から施行する。

附則

この会則は、令和5年6月12日から施行する。

附則

この会則は、令和6年6月14日から施行する。